

## 第27号議案

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例の件  
神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例  
神戸市工業用水道条例（昭和39年3月条例第93号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第28条第1項」を「第28条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の表に記載のないメーター口径に係るメーター使用料については、当該メーター口径の直近上位のメーター口径に対応する次の表の金額に100分の110を乗じて得た額とする。

第20条の表中「給水管口径」を「メーター口径」に改める。

第24条第2項中「管理者」の次に「又は管理者の指定する水道工事業者（以下「指定業者」という。）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により指定業者が工事を施行する場合にあっては、あらかじめ管理者による工事の設計の審査を受け、かつ、工事完成後に管理者による検査を受けなければならない。

第25条第2項中「工事費」を「管理者において工事を施行するときの工事費」に改める。

第28条第1項ただし書及び第2項を削る。

第29条第3項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が修繕工事を施行した場合は、徴収しないことができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

メーター口径、給水施設工事の施行主体及びメーター設置者の明示並びに

工事費用負担等を規定する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市工業用水道条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(メーター使用料)

第20条 第28条第1項の規定により貸し付けたメーターについては、使用者から、次の表に掲げる金額に100分の110を乗じて得た額のメーター使用料を徴収する。 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ただし、次の表に記載のない

メーター口径に係るメーター使用料については、当該メーター口径の直近上位のメーター口径に対応する次の表の金額に100分の110を乗じて得た額とする。

給水管口径	金額（1個1月につき）
略	略

メーター口径	

(工事の申込み及び施行)

第24条 略

2 工事の設計及び施行は、管理者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_が行なう。

又は管理者の指定

する水道工事業者（以下「指定業者」という。）

3 前項の規定にかかわらず、管理者の承認を得たときは、あらかじめ管理者の審査に合格した設計に基づき、管理者の指定する水道工事業者（以下「指定業者」という。）が施行することができる。なお、この場合は、工事完成後直ちに管理者の検査を受けなければならない。

3 前項の規定により指定業者が工事を施行する場合には、あらかじめ管理者による工事の設計の審査を受け、かつ、工事完成後に管理者による検査を受けなければならない。

(工事の費用)

第25条 略

2 工事費の算出方法は、管理者が別に定める。  
(メーターの設置)

管理者において工事を施行するときの工事費

第28条 メーターは、管理者が給水施設に設置し、使用者に貸し付ける。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2 前項ただし書の規定により使用するメーターは、管理者の検査を受けたものでなければならない。

(給水施設の管理)

第29条 略

2 略

3 修繕工事に要する費用は、使用者の負担とする。

4 略

ただし、管理者が修繕工事を施行した場合は、徴収しないことができる。